○　放射線業務運営検討会要綱

(設置)

第１条　放射線業務において、各診療部門の効率的運営を図るため、放射線業務運営検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第２条　検討会は次に掲げる事務を所掌する。

(1) 放射線の業務執行の効率化に関すること。

(2) 各診療科と放射線科との連絡調整に関すること。

(3) 放射線業務に係る受付体制に関すること。

(4) その他検討会が必要と認める事項。

(組織)

第３条

１　検討会にはリーダーおよびサブリーダーを置く。

２　検討会はメンバー若干名をもって組織し、別表第１に掲げる職員の中からリーダーが各科の代表者を指名する。

(リーダー及びサブリーダー)

第４条　サブリーダーはリーダーが指名する。

(職務)

第５条

１　リーダーは検討会を代表し会務を総理する。

２　サブリーダーは会務を補佐し、リーダーに事故あるとき、またはリーダーが欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第６条

１　検討会はリーダーが召集する。

２　リーダーは検討会の会議の議長となる。

３　会議は出席依頼をした診療科代表と関係するメンバーの半数以上の出席をもって成立する。

４　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

５　リーダーは、必要と認めるときに書面によりメンバーの賛否を求め、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

（意見等の聴取）
第７条　検討会は必要あると認めたときは、関係メンバーの出席を求め、意見もしくは説明を聴き、また、これらのメンバーに対して資料の提出を求めることができる。

（庶務）
第８条　検討会の庶務は中央放射線部において処理する。

（補則）
第９条　この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項はリーダーが検討会に諮って定めることができる。

附則
１　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
２　この要綱は、令和８年４月１日,一部改定する。

別表第1(第3条関係)
１　主に関係する各診療科の代表者、各診療科の科長が指定するもの
２　看護局が指定するもの
　　所轄の看護科長ならびに看護師長
３　中央放射線部技術科が指定するもの
　　技術科長および主査、部門責任者 等